

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」（平成 20 年 12 月 22 日決定）

における主要な取組について

（平成 22 年 12 月 14 日現在）

- 第 1 身近な犯罪に強い社会の構築 P. 3
- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進 〈警察庁〉
 - 学校における防犯活動の推進 〈文部科学省〉
 - 子どもを見守り育てるネットワーク推進会議の設置 〈内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省〉
 - 初動警察刷新強化による迅速かつ的確な警察活動の確保 〈警察庁〉
 - 振り込め詐欺対策の強化 〈警察庁〉
 - 携帯電話不正利用防止法に基づく指導・監督の徹底 〈総務省〉
 - 生活経済事犯への対策の強化 〈内閣官房・警察庁・金融庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
 - 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視 〈農林水産省〉
 - 訪問販売等の規制強化 〈消費者庁・経済産業省〉
 - 模倣品・海賊版対策の強化 〈内閣官房・外務省・経済産業省〉
 - 税関相互支援協定等の締結 〈財務省〉
 - 女性に対する暴力をなくす運動の実施 〈内閣府〉
 - 女性に対する暴力の予防啓発の促進 〈内閣府〉
 - DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）の実施 〈内閣府〉
 - 児童虐待防止対策の推進 〈厚生労働省・文部科学省〉
 - 児童ポルノ排除総合対策の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉
 - コミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の防止 〈警察庁〉
 - 子ども・女性を対象とした犯罪への対策 〈警察庁〉
 - 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業の実施 〈内閣府〉
- 第 2 犯罪者を生まない社会の構築 P. 6
- 少年の規範意識の向上のための取組の実施 〈文部科学省〉
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施 〈文部科学省〉
 - 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化 〈法務省〉
 - 福祉による支援が必要な刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援 〈法務省・厚生労働省〉
 - 刑務所出所者等就労支援事業の実施 〈厚生労働省〉
 - 自立更生のための各種施策の推進 〈法務省〉
 - 自立更生促進センター等入所者に対する支援の実施 〈厚生労働省〉
 - 再犯防止施策を総合的に推進するための枠組みの設置 〈内閣官房、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省〉
- 第 3 国際化への対応 P. 7
- 領海警備法に基づく対応 〈海上保安庁〉
 - 国際船舶・港湾保安法に基づく対応 〈海上保安庁〉
 - 税関における取締機器の配備・活用 〈財務省〉
 - 日中韓関税局長・長官会議等の開催 〈財務省〉
 - 関税犯則に関する罰則水準の引上げ 〈財務省〉
 - 希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶 〈環境省〉
 - 密輸・密航水際対策の徹底 〈海上保安庁〉

- 新たな在留管理制度の創設及び円滑かつ厳格な出入国審査の実施 〈法務省〉
- 出入国・在留手続に係る利便性の向上等 〈法務省〉
- 犯罪のグローバル化への対応 〈警察庁〉
- 諸外国との刑事共助条約等の締結及び刑事共助等の実施 〈警察庁・法務省・外務省〉
- 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 P. 9
 - 関税法改正による暴力団排除対策の推進 〈財務省〉
 - 建設業界からの暴力団排除の推進 〈警察庁・国土交通省〉
 - 公共工事からの暴力団排除の推進 〈国土交通省〉
 - 産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講演会の開催 〈警察庁・環境省〉
 - 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化 〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
 - 銃器対策の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・水産庁・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・環境省〉
 - 薬物乱用対策の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉
 - 暴力団の不当要求等介入事例実態調査報告書の作成 〈環境省〉
- 第5 安全なサイバー空間の構築 P. 10
 - インターネット上の違法・有害情報対策に係る官民を横断した情報共有 〈内閣官房〉
 - 違法・有害情報対策ポータルサイトを通じた情報提供の実施 〈内閣官房〉
 - インターネット上の違法・有害情報の削除に向けた取組 〈警察庁〉
 - 子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組の推進 〈文部科学省〉
 - インターネット上の違法・有害情報の検出技術の研究開発 〈総務省〉
 - コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備 〈経済産業省〉
- 第6 テロの脅威等への対処 P. 11
 - 総合的なテロ対策の推進による2010年日本APECの安全開催の実現 〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・観光庁・海上保安庁・環境省・防衛省〉
 - 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化 〈外務省〉
 - 化学剤（化学兵器原料）等の管理 〈経済産業省〉
 - テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化 〈内閣官房〉
 - 内閣情報分析官による情報分析・報告の実施 〈内閣官房〉
 - カウンターインテリジェンス機能の強化 〈内閣官房〉
 - 特別管理秘密の管理の徹底及び情報保全に関する研修等の実施 〈内閣官房〉
 - 海上保安体制の整備 〈海上保安庁〉
 - 物流セキュリティの強化 〈外務省・財務省・国土交通省〉
 - 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策の強化 〈警察庁〉
 - 海賊対策の強化 〈内閣官房・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉
 - 海賊対策に係る国際協力の推進 〈外務省・海上保安庁〉
- 第7 治安再生のための基盤整備 P. 14
 - 地方警察官等の増員 〈警察庁〉
 - 海上保安庁職員の増員 〈海上保安庁〉
 - 安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム（科学技術振興調整費）の実施 〈文部科学省〉
 - 被疑者DNA型の大量鑑定及びより高度なDNA型鑑定に関する研修の実施 〈警察庁〉
 - 初動捜査の高度化・科学化 〈警察庁〉
 - 捜査手法、取調べの高度化を図るための調査・研究 〈警察庁〉
 - 死因究明体制の強化 〈警察庁〉

第1 身近な犯罪に強い社会の構築

【犯罪の起きにくい社会づくりの推進】〈警察庁〉

平成22年4月、犯罪の起きにくい社会づくりの推進についての通達を都道府県警察に発出し、警察から安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供等するためのネットワークを社会各分野の各層にきめ細かく整備する「重層的な防犯ネットワークの整備」の取組や、万引き防止に向けた総合的な対策の強化、少年の居場所づくりや高齢者世帯への支援活動の推進等といった「社会の規範意識の向上と絆の強化」のための取組を推進している。さらに、同取組を加速化するため、同年11月、関係機関・団体等と共に「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」を開催し、今後、協働して同取組を推進していく旨の共同宣言を行った。このほか、若い世代の自主防犯活動への参加促進、非行少年を生まない社会づくり、街頭防犯カメラシステムモデル事業等も推進している。（第1-1-①、第1-2-①及び②、第2-1-①）

【学校における防犯活動の推進】〈文部科学省〉

地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備するとともに、子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させる安全教育を支援するなど、学校安全の取組を推進した。（第1-2-④）

【子どもを見守り育てるネットワーク推進会議の設置】〈内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省〉

平成21年1月に、「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置し、関係府省や民間団体が互いに連携を深め、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等に取り組むための「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」を採択した。

さらに、22年7月に、同宣言に基づき、子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化を図るため、「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」を策定した。（第1-2-⑤）

【初動警察刷新強化による迅速かつ的確な警察活動の確保】〈警察庁〉

人材育成を始めとする警察通信指令の強化、現場警察官の事案対応力の強化等により、重大な事件や事故の発生に即応した迅速かつ的確な初動警察活動の推進を図っている。（第1-2-⑦）

【振り込め詐欺対策の強化】〈警察庁〉

「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」を設定するなどして、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進した。また、凍結口座名義人リストに基づく金融機関からの情報提供及び偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合における携帯電話事業者からの情報提供によって、不正口座の開設及び携帯電話の不正契約の防止並びに検挙の推進を図る枠組みを構築した。（第1-3-①から⑤まで）

【携帯電話不正利用防止法に基づく指導・監督の徹底】〈総務省〉

平成20年12月の改正携帯電話不正利用防止法の施行により、本人確認義務が強化されたレンタル携帯電話事業者に対して、説明会の実施等を通じ、改正法の正確な周知に取り組むとともに、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督を引き続き徹底し、同法に基づく

正しい本人確認が行われるよう監督している。(第1-3-④)

【生活経済事犯への対策の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

平成20年12月に犯罪対策閣僚会議の下に設置された「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」において、「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」の具体的推進方策が検討され、その結果が21年6月に取りまとめられた。関係省庁においては、犯罪利用預金口座等の口座凍結のための金融機関に対する情報提供について、22年6月に同ワーキングチームにおいて「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」を申し合わせるなど、当該検討の結果を受けた対策を推進している。(第1-4-①から⑤まで)

【食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視】〈農林水産省〉

全国に「食品表示Gメン」(約1,700人)を配置し、平成20年度からは、広域・重大案件に対して機動的に調査を実施する「食品表示特別Gメン」(20名)を東京、大阪及び福岡に配置している。また、広く国民から情報提供を受け付けるホットラインである「食品表示110番」や委嘱を受けた消費者が日常的にモニタリングを行う「食品表示ウォッチャー」からの情報に基づく不適正な食品表示に対し、迅速かつ的確に対応した。(第1-4-①)

【訪問販売等の規制強化】〈消費者庁・経済産業省〉

特定商取引法については、消費者庁が、権限委任・指揮監督下にある経済産業局と密な連携の下、執行を一元的に実施している。平成21年12月に施行された改正特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、22年3月に閣議決定された「消費者基本計画」に基づき、厳正に対処している。また、特に悪質な事案については警察への告発を行うなど、警察との連携強化を図っている。(第1-4-③)

【模倣品・海賊版対策の強化】〈内閣官房・外務省・経済産業省〉

自動車部品・医薬品等の危険な模倣品により消費者の健康・安全が脅かされているなど、増大する模倣品・海賊版による被害に対し、より効果的に対処するため、知的財産権の執行に係る高いレベルの新たな国際的な法的枠組みを目指す模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)構想について、知的財産権保護に関心の高い国を中心に平成20年6月から交渉を開始し、22年10月、最終会合となる東京会合を経て合意を達成した。我が国は、ACTA提唱国として交渉過程において主導的な役割を果たし、今後は条約文の確認を経て署名及び締結の手続等を進め、更に締約国拡大に向けて積極的役割を果たすことを目指している。また、中国に対しては、「知的財産保護官民合同訪中代表団」の派遣や「日中知的財産権ワーキング・グループ」等の政府間対話を通じて、模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、知的財産権保護に関する幅広い議題について中国政府と意見交換を継続的に実施している。(第1-4-⑤)

【税関相互支援協定等の締結】〈財務省〉

水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ2国間税関相互支援協定等の締結に努めており、平成20年度までに締結された18か国・地域に加え、新たにロシア(21年5月)及びイタリア(同年12月)と締結し、オランダとの協定が発効(22年3月)した。(第1-4-⑤)

【女性に対する暴力をなくす運動の実施】〈内閣府〉

毎年11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動期間中、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。(第1-5-①)

【女性に対する暴力の予防啓発の促進】〈内閣府〉

平成22年度において、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発教材・映像資料・指導者用手引を作成し、全国の地方公共団体、男女共同参画センター、法務局・地方法務局、保護観察所、矯正施設、大学、教育委員会、公立高等学校等に配布した。また、同教材等を用いた指導者研修を5回開催した。(第1-5-①)

【DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）の実施】〈内閣府〉

配偶者からの暴力の被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルによる相談窓口の案内サービス及び案内された窓口に電話をつないで直接相談できる転送サービスを実施している。(第1-5-①、第1-7-④)

【児童虐待防止対策の推進】〈厚生労働省・文部科学省〉

平成22年3月、厚生労働省及び文部科学省協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、児童虐待防止のための取組の一層の推進を図った。(第1-5-②)

【児童ポルノ排除総合対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉

平成22年7月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、国民、事業者、関係団体等と連携の下、各府省庁において、児童ポルノの排除に向けた国民運動、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策及び被害児童の早期発見・支援活動を推進するとともに、取締りの強化、諸外国における児童ポルノ対策の調査等を行うなど、児童ポルノの排除に向けた取組を推進している。

内閣府においては、同年11月、関係団体等で構成する第1回「児童ポルノ排除対策推進協議会」を開催するとともに、公開シンポジウムを開催するなど、児童ポルノ排除に向けた国民運動を推進した。

警察庁においては、児童ポルノ事犯の一斉取締りを行うなど全国警察を挙げた取締りの強化を図るとともに、ブロックの導入に向けた環境整備等の取組を推進した。(第1-5-③、第5-3-①)

【コミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の防止】〈警察庁〉

児童の携帯電話に係るフィルタリングの利用率が低率にとどまっている一方で、ゲームサイトやSNSサイトを始めとするコミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の9割以上がフィルタリングに加入していない携帯電話からのサイト接続であった実態等を踏まえ、関係機関等と連携の上、携帯電話事業者に対する指導・要請、保護者に対する啓発活動等によるフィルタリングの普及徹底を目指した取組を始め、コミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の防止対

策を推進している。(第1-5-④、第5-1-②)

【子ども・女性を対象とした犯罪への対策】〈警察庁〉

全国の都道府県警察の本部において、子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等について、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動を専門的かつ継続的に行うための専従の対策班を設置している。(第1-5-⑤)

【配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業の実施】〈内閣府〉

平成22年度において、配偶者からの暴力の被害者の自立を支援するため、地域へ定着し、生活基盤を安定させていくことができるような総合的な支援プログラムを作成・試行し、その普及を図ることとしている。(第1-7-④)

第2 犯罪者を生まない社会の構築

【少年の規範意識の向上のための取組の実施】〈文部科学省〉

平成22年度予算において、少年の規範意識等を育むなど、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するための経費(706百万円)を措置した。また、すべての中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」が開催されるよう、その指導者に対して講習会を行うとともに、22年9月には、薬物乱用防止教育シンポジウムを開催した。さらに、同年3月には、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新一年生に啓発用パンフレットを配布するとともに、啓発用パンフレットの内容を活用した二種類の啓発用ポスターを作成し、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校に配布した。(第2-1-①)

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施】〈文部科学省〉

いじめや不登校等の問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業を実施している。(第2-1-②)

【矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化】〈法務省〉

平成21年度において、刑務所出所者等の再犯防止のため、矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化を図った。(第2-2-①)

【福祉による支援が必要な刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援】〈法務省・厚生労働省〉

法務省においては、平成21年度、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用について、各矯正施設、保護観察所に対して指示するとともに、全国57の更生保護施設を直ちに帰住先が確保できない場合の一時受入施設として指定した。

厚生労働省においては、21年度から、高齢又は障害により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを利用することができるようにするため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」の設置を支援している。(第2-2-②及び③)

【刑務所出所者等就労支援事業の実施】〈厚生労働省〉

関係省庁と連携して刑務所出所者等就労支援事業を実施しており、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、刑務所出所者等の就労による自立を図っている。(第2-2-⑤)

【自立更生のための各種施策の推進】〈法務省〉

刑務所出所者等のうち、親族等の受入れ先がなく、就労先もない者の社会復帰を支援するため、平成19年度に沼田町就業支援センター、21年度に茨城就業支援センター及び北九州自立更生促進センター、22年度に福島自立更生促進センターの運営を開始した。(第2-2-⑥)

【自立更生促進センター等入所者に対する支援の実施】〈厚生労働省〉

自立更生促進センター及び就業支援センターの入所者に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施している。(第2-2-⑥)

【再犯防止施策を総合的に推進するための枠組みの設置】〈内閣官房、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省〉

刑務所出所者等の社会復帰支援策を始めとした再犯防止施策を総合的に推進するため、関係省庁による検討の場として、平成22年9月、「再犯防止対策関係省庁連絡会議」を設置し、第1回会合を開催した。今後は、更なる施策の推進に向け、同会議を犯罪対策閣僚会議の下のワーキングチームとして改組し、再犯防止対策を総合的に検討・推進することとしている。(第2-2-⑦)

第3 国際化への対応

【領海警備法に基づく対応】〈海上保安庁〉

領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づき、外国船舶の正当な理由のない停留、はいかい等を禁止するとともに、不審な航行をしている外国船舶に対しては、立入検査や退去命令を実施している。(第3-1-①)

【国際船舶・港湾保安法に基づく対応】〈海上保安庁〉

改正SOLAS条約に基づく国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、我が国に入港しようとする外航船舶等から事前の入港通報を受け、テロのおそれがある船舶に対して、必要に応じて立入検査等を実施している。なお、爆発物が発見されるなどした場合には、入港禁止を含む強制措置を実施することとなる。(第3-1-②)

【税関における取締機器の配備・活用】〈財務省〉

X線検査装置(移動式・出力可変式等)及び大型監視艇等を配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、麻薬探知犬、爆発物探知犬及び銃器探知犬を活用し、主要空港等において取締りの強化に努めている。(第3-1-③)

【日中韓関税局長・長官会議等の開催】〈財務省〉

平成 21 年 9 月に開催した第 3 回日中韓 3 か国関税局長・長官会議において、知的財産侵害物品取締り、密輸情報の交換等における 3 か国の税関当局の協力について議論を行うとともに、3 か国税関間の協力を推進するための中・長期的な行動計画である「日中韓 3 か国税関の協力に係る行動計画」について議論し、署名により承認した。(第 3-1-③)

【関税犯則に関する罰則水準の引上げ】〈財務省〉

社会悪物品等の不正流入を抑止する観点から、関税法の一部を改正し、禁止品輸出入罪等に係る罰則水準の引上げによる罰則の強化を行った。(第 3-1-③)

【希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶】〈環境省〉

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反が疑われる業者等への立入検査や実地調査、インターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて指導するとともに、普及啓発パンフレットの作成・配布を実施している。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。(第 3-1-③)

【密輸・密航水際対策の徹底】〈海上保安庁〉

薬物・銃器の密輸対策や船舶を利用した密航対策のため、巡視船艇、航空機による監視・警戒等水際取締体制の強化や、関連情報の収集・分析体制及び機動的な広域捜査体制の強化を図るとともに、外国船舶に対する合同立入検査・監視及び関連情報の交換等、関係機関との連携を強化している。また、国際連携を強化するため、平成 21 年 12 月、アジア圏内の薬物取締機関及び海上保安機関の実務責任者レベルによる「海上薬物取締セミナー」を開催し、各国の薬物情勢や取締体制の現状に係る情報交換や机上訓練を行い、海上取締りに関する技術移転を実施したほか、22 年 9 月には、日本、ロシア、韓国、カナダ、米国及び中国の 6 か国の海上保安機関による「北太平洋海上保安サミット」に参加し、北太平洋地域における海外取締機関との協力を推進している。さらに、21 年 10 月、不法出入国の行われる可能性が高い海岸線を有する海上保安部署に不法出入国取締官 5 人を配置した。(第 3-1-③、第 3-2-⑥、第 4-3-③、第 4-4-①及び④)

【新たな在留管理制度の創設及び円滑かつ厳格な出入国審査の実施】〈法務省〉

平成 21 年 7 月に公布された改正出入国管理及び難民認定法により、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新たな制度を創設するとともに、適法に在留する外国人の利便性を向上させる措置を講ずることとした(24 年 7 月までに施行)。また、円滑かつ厳格な入国審査を実施するため、A P I S 等により得られた情報を活用するとともに、必要な増員及び予算を措置した。(第 3-2-①及び②)

【出入国・在留手続に係る利便性の向上等】〈法務省〉

出入国管理及び難民認定法を改正して、在留期間の上限を伸長し、一定の要件を満たす外国人が出国後 1 年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可の手続を不要とした(平成 24 年 7 月までに施行)。また、21 年度において、地方公共団体と連携した入管・生活相談を行うワンストップ型総合相談窓口を設置した。(第 3-3-①及び②)

【犯罪のグローバル化への対応】〈警察庁〉

犯罪のグローバル化に的確に対応するため、平成 22 年 2 月、「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」を策定し、国際犯罪組織に係る情報の収集・共有・分析能力の強化、国内関係機関との連携、外国捜査機関とのグローバルな国際協力体制の構築等を推進している。（第 3-4-⑤）

【諸外国との刑事共助条約等の締結及び刑事共助等の実施】〈警察庁・法務省・外務省〉

平成 22 年 7 月、日・タイ受刑者移送条約（19 年 11 月締結交渉開始、21 年 7 月署名）の批准書を交換し、同年 8 月 28 日に同条約は発効した。また、同年 11 月、日・露刑事共助条約（18 年 12 月締結交渉開始、21 年 5 月署名）の批准書を交換し、23 年 2 月 11 日に同条約は発効する予定である。さらに、22 年 12 月、日・EU 刑事共助協定（21 年 4 月締結交渉開始、同年 12 月署名）について効力発生のための外交上の公文を交換し、23 年 1 月 2 日に同協定は発効する予定である。このほか、20 年 11 月 23 日に中国との間で発効した刑事共助条約に基づき、中国との間で刑事共助を実施している。また、21 年 2 月、日中外相会談において、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の締結交渉を早期に開始することで一致し、22 年 2 月には、日中犯罪人引渡条約の締結交渉を、同年 6 月には、日中受刑者移送条約の締結交渉を、それぞれ開始した。（第 3-4-⑦）

第 4 犯罪組織等反社会的勢力への対策

【関税法改正による暴力団排除対策の推進】〈財務省〉

近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、関税法の一部を改正して、保税蔵置場等の許可、AEO（認定事業者）の承認等をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加した。（第 4-1-②）

【建設業界からの暴力団排除の推進】〈警察庁・国土交通省〉

社団法人日本建設業団体連合会に設置された「反社会的勢力排除検討ワーキンググループ」における警察庁及び国土交通省を交えた検討を踏まえ、平成 22 年 4 月、同連合会が、暴力団排除条項の参考例を示すなどして、建設工事請負契約からの反社会的勢力の排除を会員に通知し、また、警察庁からの暴力団排除条項の導入と警察との連携強化についての要請に基づいて、同年 5 月、社団法人全国建設業協会が暴力団排除条項の導入等を各都道府県建設業協会に要請するなど、建設業界からの暴力団排除を推進した。（第 4-1-③）

【公共工事からの暴力団排除の推進】〈国土交通省〉

国土交通省に設置された中央建設業審議会において、平成 22 年 7 月、契約の相手方が暴力団等である場合等における解除権の規定の新設を含む公共工事標準請負契約約款の改正を行い、関係機関に対して実施を勧告した。これを受けて、国土交通省の直轄工事においても、改正約款の採用を始めている。（第 4-1-③）

【産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講演会の開催】〈警察庁・環境省〉

産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象に、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の普及啓発及び現場対応能力の向上を図るため、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講演会を、平成 21 年度に 2 回開催し、22 年度は 3 回開催予定である。（第 4-1-③、第 4

【犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化】〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

金融機関、宅地建物取引業者等の各特定事業者に対し、それぞれの業務がマネー・ローンダリング等に悪用されることのないように、犯罪収益移転防止法に基づき、指導・監督の徹底に努めている。(第4-2-②)

【銃器対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・水産庁・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・環境省〉

銃器対策推進会議において策定した「平成 22 年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策を推進している。(第4-3-①から⑥まで)

【薬物乱用対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

薬物乱用対策推進会議において策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」に基づく諸対策を推進している。

警察庁では、平成 22 年 11 月、最近の薬物犯罪情勢の変化や薬物問題に対する政府の取組強化等に的確に対処するため、今後、関係部門間の連携により特に目的意識を持って重点的に強化すべき施策を示した「薬物対策重点強化プラン」を策定した。(第4-4-①から④まで)

【暴力団の不当要求等介入事例実態調査報告書の作成】〈環境省〉

平成 21 年 3 月までに産業廃棄物処理業界への不当要求等の実態調査とともに、その個別事例の収集を行い、「暴力団不当要求等介入事例実態調査報告書」を作成した。(第4-5-②)

第5 安全なサイバー空間の構築

【インターネット上の違法・有害情報対策に係る官民を横断した情報共有】〈内閣官房〉

インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、政府、事業者、関係団体等に対し、平成 20 年度に 10 回、21 年度に 10 回、22 年度に 11 回、情報提供を行うなど、官民の関係セクターを横断した情報共有を図った。(第5-1-①)

【違法・有害情報対策ポータルサイトを通じた情報提供の実施】〈内閣官房〉

「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を随時更新するなど、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を実施した。(第5-1-③)

【インターネット上の違法・有害情報の削除に向けた取組】〈警察庁〉

出会い系サイトの禁止誘引情報や登録制サイト内の児童ポルノ、わいせつ画像等の違法情報を取

集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務（サイバーパトロール）を平成 20 年 10 月から外部委託しており、22 年上半期中は 3,628 件の違法情報につき通報がなされた。さらに、当該違法情報に関する効率的な捜査を推進するため、新たな捜査方式を構築し、試行を開始した。（第 5-2-①、第 5-3-①）

【子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組の推進】〈文部科学省〉

平成 21 年 2 月及び 22 年 2 月に、携帯電話のインターネット利用に際しての留意点や家庭におけるルールづくり等に関する啓発資料を作成・配布した。22 年度において、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールについて現状と課題を整理するとともに、効果的な実施の在り方について調査研究を行うための経費（7 百万円）を措置した。（第 5-2-②）

【インターネット上の違法・有害情報の検出技術の研究開発】〈総務省〉

平成 21 年度から、インターネット上の違法・有害情報検出技術の研究開発のための予算措置を行い、独立行政法人情報通信研究機構において民間における活動を支援している。（第 5-2-④）

【コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備】〈経済産業省〉

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」を通じてソフトウェア等のセキュリティ上の弱点に対処するための取組を実施するとともに、サービス妨害攻撃や不正プログラムの配布等のサイバー攻撃に関し、海外機関との連携も含め、これらの攻撃の停止・防止に向けた取組を行っている。（第 5-3-⑤）

第 6 テロの脅威等への対処

【総合的なテロ対策の推進による 2010 年日本 A P E C の安全開催の実現】〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・観光庁・海上保安庁・環境省・防衛省〉

2010 年日本 A P E C において、安全対策に万全を期するため、内閣に設置した「日本 A P E C 準備会議」の下、関係省庁が緊密に連携しながら、政府一体、官民一体となった総合的なテロ対策を推進した結果、テロを始め重大な違法行為の発生を未然に防止して会議の安全開催を実現し、開催国として治安上の責任を全うした。（第 6-1-①及び③、第 6-2-①及び④、第 6-3-①、第 6-4-①、第 6-5-①及び③、第 6-6-①及び②、第 6-7-①）

【国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化】〈外務省〉

国連、G 8 等の多国間枠組み、日 A S E A N、A R F 等の地域フォーラム、二国間のテロ対策協議等を活用し、国際的なテロ撲滅のための取組に貢献している。また、ODA を戦略的に活用し、途上国のテロ対処能力向上のための支援を実施しており、最近では、平成 22 年 6 月に、インドネシアに対し、空港保安機材（621 百万円）、マラッカ海峡における船舶航行の安全強化設備（1,432 百万円）を供与した。さらに、国境税関大型貨物用検査機材整備計画として、21 年、ウズベキスタンに対し、国境税関所に貨物・車輛等の検査用の大型 X 線検査機材を導入することにより、非合法物の摘発及び流出入阻止と通関手続の迅速化を図るため、大型貨物用 X 線検査機材 2 台（467 百万

円)を供与し、22年には、同計画(第二次)として、同国に大型鉄道貨物用X線検査機材1台(360百万円)を供与した。(第6-1-③)

【化学剤(化学兵器原料)等の管理】〈経済産業省〉

化学兵器禁止法の規制に基づく管理の徹底、立入検査等や、製造事業所による自主的なテロ対策の推進及び意識向上のため、産業界や関係機関と継続的に意見交換を実施している。また、平成22年8月から、有事の際に事業者が有する化学剤を適確に処理するための手法を検討するための委託調査を開始した。また、ポリオウイルス、天然痘ウイルス等113種類の病原微生物及び毒素の保有状況及び管理状況について、経済産業省所管団体及びその会員企業等を対象に調査を実施するとともに、対象企業に病原微生物及び毒素の適切な管理を要請している。(第6-3-①)

【テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化】〈内閣官房〉

平成20年度、内閣情報会議の構成員に内閣官房副長官補を加え、情報部門と政策部門の連携を強化するとともに、金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁を新たに情報コミュニティに加え、政府内で情報をより効果的に活用する体制を強化した。内閣情報会議は、引き続き原則として年2回開催しており、その結果を踏まえ、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査を実施している。(第6-4-①)

【内閣情報分析官による情報分析・報告の実施】〈内閣官房〉

平成20年度に設置された内閣情報分析官が、各省庁から提供される情報等、政府部内のあらゆる情報を活用しつつ、総合的な分析を行い、官邸幹部及び関係省庁に高度の分析結果を報告している。(第6-4-①)

【カウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房〉

我が国政府のカウンターインテリジェンス機能の強化のため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を各省庁に提供している。(第6-4-②)

【特別管理秘密の管理の徹底及び情報保全に関する研修等の実施】〈内閣官房〉

特別に秘匿すべき情報について特別な管理を行うため、各省庁において特別管理秘密制度を運用しており、内閣官房がその状況について把握を行っている。また、各省庁における職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発及び特別管理秘密取扱職員に対する研修を支援するため、教材を作成し、各省庁に配布している。(第6-4-②)

【海上保安体制の整備】〈海上保安庁〉

平成22年度において、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の代替整備のため、速力、夜間監視能力等を強化し高性能化を図った巡視船艇29隻(うち継続19隻)、航空機12機(うち継続9機)の予算を措置した。また、尖閣諸島等における海洋権益の保全や、遠方海域における海賊対処等の業務に的確に対処するため、被害制御・長期行動能力等を備えた「しきしま」級巡視船1隻の予算を措置した。引き続き、海上保安体制の強化を図るため、これらの整備に取り組んでいく。(第6-5-③、第7-1-⑧)

【物流セキュリティの強化】〈外務省・財務省・国土交通省〉

平成 21 年 3 月から、米国政府と協力し、横浜港南本牧ふ頭において、放射線検知施設を設置し、コンテナ内の核物質その他放射線物質の監視を行うメガポート・イニシアティブのパイロット・プロジェクトを実施している。(第 6-7-①)

【大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策の強化】〈警察庁〉

平成 22 年 4 月に核セキュリティサミットが開催されるなど、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際安全保障上の重大な関心事項となっていることを踏まえ、警察ではこの種の不正輸出事件の取締りを更に強化するとともに、国際的な安全保障構想（PSI）にも積極的に取り組んでいる。また、同年 5 月 28 日の閣議において、対北朝鮮措置の執行に当たり、第三国を経由した迂回輸出入等を防ぐため、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格な対応を行うこととされたことを受け、警察では対北朝鮮措置関連事件について更なる取締りの徹底を図っている。(第 6-7-①)

【海賊対策の強化】〈内閣官房・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉

防衛省においては、平成 21 年 3 月に海上警備行動を発令し、アデン湾に護衛艦 2 隻を、同年 5 月には固定翼哨戒機 P-3C 2 機を派遣した。また、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律が同年 7 月に施行されたことから、海賊対処行動を発令し、同法に基づき民間船舶を護衛するとともに、引き続き P-3C による警戒監視活動等を実施している。

国土交通省においては、自衛隊の海賊対処行動に係る船社からの護衛申請の窓口や護衛対象船舶の選定を一元的に実施している。

海上保安庁においては、上記護衛艦に、海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察業務を担当するため、海上保安官 8 人を同乗させている。(第 6-7-②)

【海賊対策に係る国際協力の推進】〈外務省・海上保安庁〉

外務省においては、ソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関の能力向上支援として、平成 21 年度補正予算で国際海事機関（IMO）に 14 億円を拠出したほか、ソマリアの安定化に向けて、19 年以降、治安向上のために 2,800 万ドル（国境管理強化、AMISOM 支援等）、人道支援・雇用創出のために 9,640 万ドル（食料、水・衛生、インフラ整備地等）の支援を実施している。

海上保安庁においては、22 年 10 月には、イエメン、ジブチ、ケニア等のソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関職員を招聘して海上法執行能力向上のための専門家会議を、同年 10 月～11 月には、JICA の協力により、イエメン、オマーン、ジブチ等の海上保安機関の幹部職員を招聘して「海上犯罪取締り研修」を、それぞれ実施した。さらに、同年 4 月から上記拠出に基づき IMO が主導する当該周辺国への支援のためのプロジェクトへ職員を派遣している。また、東南アジア海域における海賊対策として、関係国の海上法執行能力向上のため、インドネシア、マレーシア及びフィリピンに JICA 専門家を派遣しているほか、同年 9 月には、タイに巡視船を派遣するとともに、同年 10 月～11 月には、関係国の海上法執行機関等の職員を招聘して研修を実施した。

さらに、外務省及び海上保安庁は、相互に連携の上、ソマリア周辺海域沿岸国の海上取締能力の向上やソマリアの安定化という観点から、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合を始めとする国際会議に積極的に参加し、我が国の取組が国際社会に周知されるよう努めるなど多層的な取組を推進しているほか、イエメン及びジブチに対する経済協力調査団の結果を踏まえ、同年 4 月、イ

エメンに対して巡視船艇整備計画の調査団を派遣し、現在、専門家派遣及び大型巡視艇供与を検討している。(第6-7-②)

第7 治安再生のための基盤整備

【地方警察官等の増員】〈警察庁〉

平成22年度において、科学捜査力の充実を図るための警察署鑑識体制の強化及び一層緻密かつ適正な検視業務を推進するための体制強化を図るため、地方警察官の増員(868人)を措置した。23年度においても、公訴時効の廃止に伴う捜査体制の整備、サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制の構築及び一層緻密かつ適正な検視業務を推進するための体制強化に努める。また、22年度において、警察庁職員等の増員(180人)を措置した。引き続き、所要の体制整備に努める。(第7-1-①)

【海上保安庁職員の増員】〈海上保安庁〉

平成22年度において、巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化等、海上における治安対策を強化するため現場要員等の増員(229人)を措置した。引き続き、必要な要員の確保に努め、海上保安体制の強化に取り組んでいく。(第7-1-②)

【安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム(科学技術振興調整費)の実施】〈文部科学省〉

平成22年度から、犯罪・テロ対策技術等の安全・安心な社会の構築に資する科学技術について、関係府省の連携体制の下、ユーザーとなる公的機関のニーズに基づいた研究開発を実施し、実用化につなげる事業を開始した。同年度は、爆発物・危険物検知、核物質検知、違法薬物検知、化学剤現場検知、化学剤遠隔検知、人物画像解析及び化学防護服の7テーマについて計9課題を採択した。(第7-1-⑫)

【被疑者DNA型の大量鑑定及びより高度なDNA型鑑定に関する研修の実施】〈警察庁〉

平成22年度において、急増するDNA型鑑定需要に対処するため、警察庁における被疑者DNA型の大量鑑定に係る経費(125百万円)を措置した。また、科学警察研究所に置かれた法科学研修所において、各都道府県警察の鑑定技術職員を対象として、より高度なDNA型鑑定に関する知識及び技能の修得を目的とした研修を実施している。さらに、被疑者に対するDNA型鑑定の積極的な実施、DNA型鑑定の迅速かつ適正な実施に必要な体制の確保等について都道府県警察に対して指示するなど、DNA型鑑定体制の強化を推進している。(第7-2-④)

【初動捜査の高度化・科学化】〈警察庁〉

初動捜査の高度化・科学化を図り、客観的な証拠を重視した効果的・効率的な初動捜査を推進するため、各都道府県警察において検討委員会を開催するなどして、各都道府県の実情に応じた初動捜査の高度化・科学化を実現するための施策等について検討を行っている。(第7-2-①、④及び⑦)

【捜査手法、取調べの高度化を図るための調査・研究】〈警察庁〉

取調べに過度に頼ることなく、他の捜査手法によって得られる客観的証拠をより重視する必要があることから、捜査手法及び取調べに関する課題について、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」等において、抜本的な調査・研究を行っている。（第7-2-④及び⑧）

【死因究明体制の強化】〈警察庁〉

平成22年1月から、法医学者、刑事法学者等の有識者から成る「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」等において、警察における検視体制の更なる強化、検視における各種検査の積極的活用、検案医の能力向上、解剖率の向上等に向けた抜本的な調査・研究を行っている。（第7-2-⑥）